

藤沢市公民館条例の一部改正について
藤沢市公民館条例の一部を次のように改正する。

2012年（平成24年）3月5日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市公民館条例の一部を改正する条例
藤沢市公民館条例（昭和34年藤沢市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第4条中第5項を第6項とし、第2項から第4項までを1項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の1項を加える。

2 審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱する。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が制定され、社会教育法の一部が改正されたことに伴い、公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定める必要による。